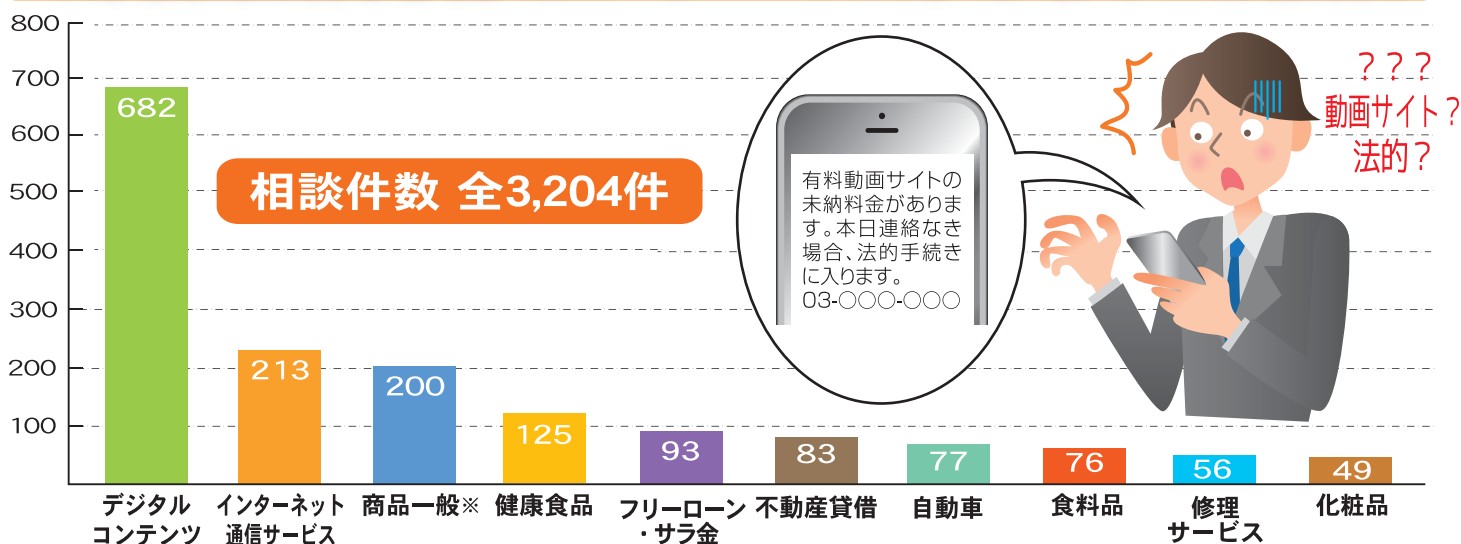


くらしの情報 VOL.12

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

平成28年度 島根県消費者センターに寄せられた相談



※ 商品一般…商品・サービスが特定できないもの(電話による還付金詐欺やはがき、メール等による不当請求で内容の特定できないもの)

特徴

- ・インターネットを利用したアダルト情報サイトや有料メール交換サイトの利用料に関する不当請求や架空請求の相談が、平成20年度から9年連続で1位。また**全ての世代で相談件数トップ**に。
- ・大手動画配信業者を騙り、**SMS(ショート・メッセージ・サービス)**を使って不当請求や架空請求を行うケースが急増しました。
- ・コンビニエンスストア等で購入できる**プリペイドカード(電子マネー)**で支払いをさせるという手口が増えました。

次ページで詳しく解説!

少しでも不安な時はすぐに相談!

※通話料は有料です。

島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん



消費者ホットライン

島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りは **イヤヤ!**)
※お近くの相談窓口をご案内します。

0852-32-5916

受付時間/日曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜～金曜 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
たまされないゾウくん



「プリペイドカードを買え」は詐欺！！ 大手動画配信を騙り、未納料金を請求する詐欺が多発！

平成28年度は、DMM、ヤフー、U-NEXTなど実在する大手動画配信業者を騙り、利用した覚えのない有料動画サイトの未納料金を請求されたという相談が急増しました。

「料金を支払わなければ裁判を起こす。大至急連絡ください」などと脅し、消費者を慌てさせ、電話をさせようと、金銭を支払わせるという典型的な詐欺の手口です。

相談事例

SMS（ショート・メッセージ・サービス）に「有料動画の視聴料金が未納、連絡がなければ法的措置をとる」と連絡があった。驚いて相手に電話したところ、支払いのためコンビニエンスストアでプリペイドカード（電子マネー）を購入するよう指示されたため、すぐに購入し、言われるままプリペイドカード（電子マネー）の裏に書かれた番号を教えてしまった。



- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- メールに書かれた問い合わせ先に連絡すると、個人情報さらさらと与えてしまうので、絶対に連絡しないようにしましょう。
- 脅迫めいた内容の連絡がきても、あわてずに冷静に行動しましょう。
- プリペイドカードの購入を指示する事業者は詐欺であり、カード番号を教えてしまうと、カードの代金を抜き取られ、取り戻すことは困難です。

自然災害のあとに…！

「火災保険が使える」という点検商法にご注意！

見知らぬ業者から突然「火災保険を使うと無料で住宅の修理ができる」と勧誘されたという相談が寄せられました。このような業者は保険会社と全く関係がなく、トラブルになる可能性があります。

業者の説明をうのみにし、契約したところ、「工事は保険支払い対象外だった」、「工事費が保険金以上にかかった」、「解約すると申し出たら高額な解約料を請求された」などのトラブルが発生しています。

悪質な例では、経年劣化による損傷を「自然災害が原因」と偽って保険会社に申請するよう勧められたケースもあります。虚偽の請求をすると消費者も法的責任を問われることもあります。

今後、台風などの自然災害後を狙って勧誘に来ることが考えられるので、注意しましょう。



相談事例

突然訪ねてきた業者に「大雨で壊れた雨どいの修理に火災保険が使える」と言われたので点検を依頼した。知らない業者なので不安だ。



- 自然風雪災害（台風、暴風、雪など）も補償対象になる場合がありますが、補償対象は契約により様々です。保険の契約内容について、しっかりと確認しましょう。
- 修理工事の見積もりは複数業者から取り、工事代金の全額前払いは避けるようにしましょう。
- 契約した後でも、クーリング・オフや契約の取り消しなどができる場合がありますので、消費者センターに相談しましょう。



知っておきたい！食品表示



普段、スーパーやコンビニエンスストアなどで食品を買うときに、皆さんはどんな情報を参考にしていますか？
食品の包装やパッケージには、名称や原材料名、添加物、賞味期限・消費期限、栄養成分など、一定の情報を表示することが食品表示法で定められています。

食品表示の正しい見方を理解し、日ごろの買い物に役立てましょう！

食品表示法に基づくクッキーの表示例



名 称	焼菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、ショートニング、 加糖練乳、卵、食塩、膨張剤、 乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	100g
賞味期限	2017.0.0
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
販 売 者	●●食品株式会社 島根県〇〇市〇〇 △番地

製造所 ■■■製菓株式会社
〇〇県□□市△△ ○番地

栄養成分表示 1箱(100g)当り	
熱量	○ kcal
たんぱく質	○ g
脂質	○ g
炭水化物	○ g
食塩相当量	○ g

平成27年4月より食品表示法がスタートし、表示ルールが変更されました。

・ただし平成32年3月31日までに製造された加工食品は従来の表示が認められています。

重量の割合の高いものから順に表示されています。

原材料と添加物は「/」で明確に区分され、下線部は添加物です。

…アレルギー(小麦、乳、卵、大豆)が含まれています。

この表示に責任を持つ会社名が表示されています。

焼菓子を製造した会社名と製造所の所在地が表示されています。

栄養成分表示が義務化されました。

※表示は原則8ポイント以上の活字が使用されています。

食品の表示は右の枠内のように正しく表記される必要があります。その他、実際のものより著しく優良又は有利であると消費者が誤認するような表示は禁止されています。

高齢者の講座、職場研修、地域防犯活動、学校授業で 消費者問題出前講座を活用してみませんか？

資料を使った講演や寸劇(登録講師所属の劇団)、DVD視聴、紙芝居、かるた、クイズ等で、消費者問題を、わかりやすく解説！あなたの近くにお伺いします！

平成28年度実績
185回10,015人実施

- ・最近のトラブル事例(架空請求、訪問販売など)
- ・クーリング・オフの方法
- ・食品ロス
- ・新しい洗濯表示
- ・高齢者を見守るための心得
- ・賢い消費者の社会行動 など

要望に応じてお話しします！



- ・講師の旅費や謝金は原則不要。(会場費が必要な場合はご負担をお願いします。寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費のご負担をお願いします。)
- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。

【お申込み、お問合せ】

島根県消費とくらしの安全室
0852-22-5103

(詳細は県消費者センターのHPIに掲載しています)



消費生活に関する情報提供

島根県消費者センターでは、ホームページやfacebook、twitterでインターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。



県消費者センター ホームページ

検索



県消費者センター facebook

検索



だまされないゾウくん Twitter

検索

メールでの消費生活相談も受け付けています!

島根県消費者センターでは、メールによる消費生活相談を行っています。パソコンやスマートフォンから、簡単にご相談いただけます。相談方法は上記県消費者センターホームページをご覧ください。

【メール相談注意事項】

- ・相談は島根県内にお住まいの消費者の方に限ります。
- ・受け付けした相談に対するメール回答は、1回限りです。(2回目以降は電話又は来所相談)
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日の8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度(土・日曜、祝日、年末年始を除く)でメールにて回答します。
- ・メール相談の回答は、電話や来所のように即答することができませんので、クーリング・オフ制度(特定の取引の場合に無条件で契約を解除できる制度)の期間が過ぎてしまわないようにご注意ください。

センター開所時間に相談できない方などはどうぞお気軽にご利用ください!



市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-6682
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市人権施策推進課(消費生活センター)	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501(内線1312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		

この広報の内容に関するお問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103 http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本誌記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。